

大和市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が使用する広告入り窓口用封筒（以下「広告入り窓口用封筒」という。）の無償提供に関して、大和市広告掲載に関する規則（平成20年3月31日大和市規則第23号 以下「規則」という。）及び大和市広告掲載に関する基準（平成20年4月1日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告入り窓口用封筒」とは、市が発行した各種証明書等を持ち帰るために、来庁者に提供する封筒であって、民間企業等の広告が掲載されたものをいう。

(広告の基準)

第3条 広告主及び広告の内容の基準は、規則及び基準の規定によるものとする。

(広告主)

第4条 広告入り窓口用封筒を作製する無償提供者（以下「無償提供者」という。）が募集する広告主は、市内に活動拠点を持つ法人その他の団体もしくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(設置)

第5条 無償提供を受けた広告入り窓口用封筒は、市役所本庁、分室、連絡所その他市長が指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第6条 広告入り窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は、無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集方法)

第7条 市長は、無償提供者の募集を市広報及び市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要領で定める。

(広告入り窓口用封筒の無償提供の申し込み)

第8条 広告入り窓口用封筒の無償提供をしようとするものは、前条第2項において定める募集要領に基づき、広告入り窓口用封筒無償提供申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、選定基準に基づき公正に判断し、その結果を広告入り窓口用封筒の無償提供の申し込みをしたものに対し、広告入り窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書（第2号様式）により通知する。

(協定書の締結)

第10条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者を決定したときは、当該無償提供の決定を受けたものと広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に関する協定を締結するものとする。

(作製上の注意事項)

第11条 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に広告入り窓口用封筒を作製しなければならない。

2 無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容等を広告入り窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

5 無償提供者は、優先的に市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第12条 市長は、前条第1項の承諾を行うにあたり、必要があると認めるときは、広告主及び広告内容について、規則第10条第1項の規定により設置された広告審査会に諮るものとする。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告主又は広告内容が規則、基準その他法令に違反していると認めるとき、若しくはそのおそれがあると判断されるときは、無償提供者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに広告入り窓口用封筒の納入がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。

(4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。

(5) 書面により無償提供者の決定の取り下げの申し出があったとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、広告入り窓口用封筒を提供することが不適切であると市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告入り窓口用封筒の設置許可を取り消した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(経費の負担)

第16条 広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に関して必要な事項

は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成２１年１２月１０日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年１２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年６月１日から施行する。